

裁判員制度の3年後「見直し」に向けた提言

2011年12月3日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

第1 はじめに

1 裁判員制度は、司法制度改革審議会における審議の段階から、さまざまな意見の中で立法・施行された。

同審議会の意見書は、裁判員制度の導入を、国民の司法参加の実現として提案した。すなわち、裁判員の参加によって「裁判内容に国民の健全な社会常識が反映されるようになること」が、司法が「より強固な国民的基盤を得ることが出来る」ようになるために必要であると述べたのである。この点で裁判員法の規定は、裁判員の関与が「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と述べるにとどまるが、立法に際しての議論において、国民の健全な社会常識(あるいは市民感覚)を刑事裁判に反映させることが国民の司法参加の目的であると強調されたことは疑いのないところである。

問題は、国民の司法参加ないし国民の健全な社会常識の反映が何のために必要とされるかであるが、裁判員制度の導入も刑事司法制度の改正である以上、公正な刑事裁判の実現という基本的視点に基づいて検討されなければならない。そして、この視点からみた場合、適正手続の実現と防御権の保障を通じて、誤判を防止し、適正な量刑を行うことが公正な刑事裁判である以上、そのような刑事裁判の実現に資するものでなければならないはずである。はたして、「国民の健全な社会常識を反映させる」という名目で導入された裁判員制度は、そのような公正な刑事裁判の実現を可能にしているであろうか。

また、他方で、この間の実施例において、裁判員ならではの事実認定や量刑判断がなされたという積極的な評価も見られるところである。それはそれで受け止めた上で、消極的な評価との総合的な検討が必要である。

2 裁判員法は、その附則第9条で、3年後の「見直し」を規定している。すなわち「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする」としている。

裁判員制度については、その実施前から、積極的に評価する見解と、消極的ないし否定的に評価する見解があり、2008年8月には社会民主党と日本共産党が実施延期を求める政策変更を打ち出し、また、弁護士会においても新潟、栃木及び千葉という3つの単位会から延期を求める総会決議がなされるという状況であった。このように賛否が分かれる中で実施された裁判員制度であったが、実施期間が短く事例が十分に集積されているとはいえない状況であることに加え、後に述べるような広範な守秘義務の規定により、評議の実情は不明であり、事実認定や

量刑の判断が適切であったのか等の検証が必ずしも十分になしうる状況にはない。

しかし、これまでのマスコミ報道や最高裁による調査報告、実際に事件を担当した弁護人からの事例報告等の資料から判断するだけでも、制度上あるいは運用上、多様な問題点が存在していることが読み取れるのであり、そうした問題点を解消する方向での十分な「見直し」を行うことが必要である。

- 3 そこで、私たちは、上記のとおり公正な刑事裁判の実現という基本的視点に基づき、被告人の防御権の保障、適正手続の実現、誤判の防止、適正な量刑の実現のために適切な制度設計ないし運用がなされているかという観点から、この「見直し」に当たっての課題を検討し、以下のとおり提示するものである。

第2 検討課題について

1 公判前整理手続について

2004年の刑訴法改正により公判前整理手続が設けられ、公判前の段階で争点整理、証拠の整理と採否、審理計画の決定を行うこととなった。裁判員裁判においては、集中的な審理を短期間に、かつ計画的に行うために必要に行われる。しかし、この公判前整理手続には、以下のような問題がある。

(1) 予定主張明示義務について

- ① 公判前整理手続において、弁護側主張明示義務や取調べ請求証拠の開示義務が課され、公判における新たな証拠の提出は「やむを得ない事情」がないかぎり許されないこととなった(証拠制限)。そもそも主張明示義務や証拠の開示義務自体が被告人の自己負罪拒否特権や黙秘権を侵害するおそれが強いことは、かねてより指摘されていたところである。弁護人は、証拠開示が十分に保証されず、また身柄拘束された被告人との間で十分な打合せができずに事実関係の把握が不十分なために、主張と証拠の整理が困難な状況の下でも、検察官主張への反論と立証計画を強要されることになる。

また、こうした結果、検察官による主張、立証の補強をまねき、検察官は、主張、立証の弱点を補強した主張とその裏付けとなる立証を用意することができる。このような往復を繰り返すことで検察官の主張は増強され弾劾困難な主張へと仕上がってゆくことになり得る。結果として立証責任の転換と同じ状況に陥る。

- ② しかし、こうした公判前整理手続におけるプロセス(ことに検察側の主張が変遷していく過程)は裁判員には示されず、言わば検察側の「完成形」とも言える主張だけが裁判員に示される。これと「有罪の心証」を植え付けるわが国の犯罪報道との相乗効果が、被告人の防御権を危殆化する。

こうした理由から、弁護側の主張明示義務は廃止あるいは緩和する方向で見直すべきである。

(2) 証拠制限について

- ① 証拠制限規定(刑訴316条の32第1項)の立法趣旨は、公判前整理手続等に付された事件について、争点及び証拠の整理の実効性を担保するため、公判段

階における当事者からの証拠調べ請求を制限するとともに、他方で職権による証拠調べの途を残し、実体的真実主義との整合性をもたせたものである。

しかし、被告人、弁護人に対する証拠制限は、全面的な証拠開示が認められていない状況では、被告人の防御権を侵害するおそれが強い。また、証拠制限は、公判前整理手続中での主張を拡張する方向に働くから(とにかく主張しておく)、公判前整理手続の肥大化をもたらし、公判前整理手続の長期化の要因となる。

- ② 証拠制限をもたらす防御権の侵害の可能性を認めつつ、これを防止するために合憲限定解釈をすべきとする見解もある。

すなわち、「本条における証拠調べ請求の制限を被告人側に対して広範に認めることになると、それは、被告人の自己負罪拒否特権＝黙秘権を侵害する可能性を否定し得ず、また、検察官が全面的に挙証責任を負うとの原則や無罪推定の原則とも接触しかねない。被告人側に対する広範な証拠制限が許容されるような解釈や運用が是認されると、本条自体が違憲の疑いを免れず、あるいは、違憲の運用というほかない状況を招くことにもなりかねないのである。そこで、本条を合憲限定解釈し、合憲の運用を定着させるための視点を考究しなければならない」(現代人文社「コンメンタール公判前整理手続」223頁)。

- ③ しかし、合憲限定解釈に委ねることは、結局のところ裁判官の訴訟指揮に委ねることを意味するから妥当ではなく、立法的解決が図られるべきである。

証拠制限規定は、削除するか、少なくとも被告側に対する関係では除外する旨の法改正を行うべきである。

- ④ なお、裁判所による証拠の採否が、ともすれば有罪立証の方向に傾きがちであることを踏まえると、実質的な対等を確保して公正な刑事裁判を実現するために、憲法に基づく被告人の証拠提出権の概念を認めるなど弁護側にとって必要な証拠調べを確保する制度が検討されるべきであろう。

(3) 証拠開示

裁判員裁判の導入に合わせて、刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続において、検察官請求証拠のほか、類型証拠開示、主張関連証拠開示等の制度が新設されて、証拠開示の範囲が拡大された。従前の実務的運用と比較すれば、相当な拡大であるとの評価もあり、そのような報告例も見られる。

しかし、そもそもどのような証拠が存在するのかが情報が明らかではない中で、未だその範囲は十分ではない。やはり、検察官手持ち証拠に関する本来のあり方である、全面的な証拠開示制度が整備される必要がある。

(4) 公判前整理手続を主宰する裁判官が公判を担当することについて

公判前整理手続において主張と証拠の絞り込みが徹底して行われる。裁判官は、双方の具体的な主張を明確にさせ、またその主張との関連で証拠の整理(選別化や要約化)を行うため、証拠の内容には直接触れないとされるものの、こうした一連の手続を通して主張と証拠の具体的な内容を認識することになる。そのため、裁判官は事件について一定の心証を形成すること、すなわち、公判前整理手続で予断をもつおそれがある。これが有罪の心証であれば、公判への影響は極めて大きいといえよう。

予断排除の観点から、また、後述の裁判官と裁判員の「対等な議論」に近づけるためにも、公判前整理手続を行う裁判官と公判を担当する裁判官を分離すべきである。

(5) 公判前整理手続が非公開で行われることについて

公判前整理手続については、非公開とするとの規定はないにもかかわらず、全国一律の運用で非公開とされている。しかし、この手続では、主張や証拠の整理にとどまらず、証拠の内容に踏み込んだ上で、つきつめた争点と証拠の絞り込みが行われ、また、この手続を通して主張の変更等も行われるなど、従前ならば公判審理で行われたことが前倒しで行われており、実質的な審理と同等のことが行われているのが実態である。公判審理は、公判前整理手続で決定した審理計画に従い忠実に行われるだけのセレモニーと化している例もあり、これでは公判の形骸化をもたらす。手続の実質的内容からみて、公開を原則とする方向で「見直し」が必要である。

2 公判前整理手続の長期化と実審理期間の縮小傾向について

(1) 2011年7月8日に最高裁が公表した「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」によると、平成22(2010)年の裁判員裁判における平均審理期間(審理期間とは受理から終局までの期間をあわせた期間をいう)は8.3ヶ月であり、うち公判前整理手続期間(公判前整理手続に付する決定から同手続までの期間)は5.5ヶ月とされ、実審理期間(第1回公判期日から終局までの期日)は、全事件(判決人員)の72%が5日以内となっている。なお、制度施行から平成23(2011)年3月末までの速報値でも、全事件(判決人員)の7割の事件が5日以内となっている(最高裁判所作成「裁判員裁判の実施状況について」)。

このように、裁判員裁判においては、裁判員が関与しない非公開手続である公判前整理手続に多大な期間がさかれており、裁判員が関与する公判手続の期間は、きわめて短期間となっている。

(2) 他方で、裁判員裁判における審理期間とそれ以前の裁判官裁判の審理期間との対比をするとどうであろうか。前記報告書(181頁)は、「単純に統計数値を比較して何らかの評価を導くことはできない」と留保しつつも、次のようにいう。

「平成22年に終局した裁判員裁判対象事件(以下「裁判員裁判」という)と、裁判官裁判(公判前整理手続に付されて平成20年に終局した裁判員裁判対象罪名事件)とを単純に比較した数値を掲記することとする」とした上で、「平均審理期間及び平均公判前整理手続期間について比較すると、裁判員裁判の平均審理期間は8.3月、平均公判前整理手続期間は5.5月であるのに対し、裁判官裁判の平均審理期間は7.1月、平均公判前整理手続期間は3.4月となっている。」

このデータを見る限りでは、公判前整理手続期間の差が影響して裁判員裁判の方が長期化している(自白・否認別に見ても同様の傾向を示している)。

(3) 結局のところ、公判前整理手続が必要的とされている裁判員裁判のもとで、被告人にとっては、審理期間の長期化という不利益のみが与えられ、証拠調べなどの実質的審理は簡略化されてしまったことになる。

そもそも、憲法37条1項は、「迅速な」裁判を受ける権利を保障しているが、かかる規定は被告人にとって十分な防御の機会、時間を保障することを当然の前提としている規定であり、実審理期間の短縮のみを要求している規定ではない。

裁判員裁判においても、まず考慮されるべきは被告人の適正手続を受ける権利である。裁判員の負担を理由に、不十分な審理期間しか与えられず、結果として被告人に十分な防御の機会が与えられない事態が生ずるとすれば、公正な裁判の要請に反する事態を招くものと言わざるを得ない。

「公判前整理手続の長期化と実審理期間の縮小傾向」という運用を改善するために、前項で指摘した論点も含め、公判前整理手続において行うべき内容の見直しがなされるべきである。

3 裁判員による量刑判断と厳罰化

- (1) 裁判員法は、裁判員の権限として、ア．事実の認定、イ．法令の適用の他、ウ．刑の量定をも行うものとしている。

しかし、経験則に基づく事実認定はともかくとして、刑の量定という作業は、刑事政策に関する専門的知見と経験を要する総合的判断であり、その性質は、優れて政策的・権力的作用を本質とする行為である。このような判断は、一般国民の社会生活とはかけ離れた課題であり、裁判員にはなじみにくい作業であると言える。特に、我が国の刑法は法定刑の幅が著しく広いことに特徴があり、そうした法制度の下で刑事裁判や刑事政策に関して素人である裁判員が量刑まで行うことには、相当な無理があることが指摘されてきた。

- (2) さらに、裁判員制度の趣旨が「国民の健全な社会常識(あるいは市民感覚)を裁判に反映させる」ことにあるとすると、そこでの「市民感覚」とは、ともすれば、処罰感情や被害感情を量刑に反映させるものを意味することになりかねない。マスメディアの論調がそのような方向性を示唆しているし、現に多くの裁判員経験者が、判決後の記者会見等で、被害者の被害感情を反映させることが裁判員の使命であると受け止めているかのように語るところである。

最高裁が2011年5月20日に発表した調査結果(殺人や傷害致死など8つの罪を対象に、2011年3月末までに判決があった裁判員裁判1629件と、法施行前に起訴された裁判官裁判(2008年4月～今年3月までの2749件の量刑を比較したもの)によれば、裁判官による量刑と裁判員による量刑は、多くの罪名において、厳罰化の方向に変化していることが明らかになっている。1990年代以降に進行してきた厳罰化の傾向が、裁判員制度の導入によって、一層顕著にその程度を増していることになる。

- (3) そして、厳罰化の傾向は、少年事件に対しても及んでいる。石巻3人殺傷事件(仙台地裁2010年11月25日判決。死刑求刑に対し死刑判決)において、死刑判決を伝える新聞報道では「厳罰化の流れ踏まえ判断」(朝日)とか「更生より厳罰選んだ裁判員」(読売社説)など見出しがつけられている。また、朝日は、右記事中の「解説」の中で次のようにいう。

「少年の保護かそれとも厳罰か。神戸の連続児童殺傷事件をはじめ衝撃的な少年犯罪が相次いだ1990年代後半以降、少年法が2000年に改正されるな

ど日本社会は厳罰化にかじを切った。市民参加の裁判体が初めて少年を死刑とした今回の判決は、その流れに位置づけられる。

99年の山口県光市の母子殺害事件では、少年を無期懲役とした判決を最高裁が06年に量刑不当で破棄した。厳罰化を求める社会の変化を反映し、死刑適用の基準を緩めたとの指摘がある。」

- (4) しかし、国民の司法参加によって刑罰を強化し、厳罰化を実行するという政策は、国家刑罰権の発動ないし強化を、国民の責任に転嫁するものであって、それ自体に大きな問題をかかえているというべきである。刑罰とは、国家の責任で行うべき作用であって、個々の国民に責任を負わせるべき作用ではなく、国民は、国家の刑罰権行使のあり方を監視し、評価するべき主体であっても、評価されるべき責任などないはずだからである。
- (5) よって、裁判員に刑の量定まで行わせる現行制度は、裁判員裁判の実情を考慮した上で、十分な再検討を要するというべきである。

4 被害者参加制度と裁判員制度

- (1) このような厳罰化の傾向は、裁判員制度に半年先行して実施されている被害者参加制度において、一層顕著に現れている。

初めて刑事裁判に接し、重大な犯罪の内容や被害状況をつぶさに目にした裁判員が、被害者の側に深く感情移入し、被害者ないしその遺族に同情と共感を寄せることは無理からぬことであろう。「善良な市民」である裁判員は、被害者の心情には共感できても、「加害者」への共感や感情の共有はできにくいのが当然であり、それを期待するのは困難である。

被害者参加制度実施後の報道を見るならば、被害者遺族の報復感情が直接法廷に持ち込まれ、被告人質問によって「誠意のなさ」を追求する質問がなされ、あるいは意見陳述により、法廷の雰囲気は被害者遺族の怒りが強く感じられる事例が、制度実施の間もない時期から現れている。

さらに、法廷でのオーディオ・ビジュアル機器を用いたプレゼンテーションがおこなわれること等により、過度に被害感情が増幅されるなどの弊害も指摘されている。

- (2) また、裁判員制度の実施により、いくつかの事例において、被害者遺族による情状事実についての反対質問や意見陳述によって、あたかも悲しみと怨嗟の感情に支配された法廷で裁判がなされる状況も報告されている。

① 千葉大生殺害事件(千葉地裁2011年6月30判決)(死刑求刑→死刑判決)

千葉大生殺害事件(千葉大生に対するマンションでの強盗殺人、現住建造物放火、死体損壊事件並びに女性5人に対する強盗致傷、強盗強かん事件など)では、被告人は殺意を否認して争ったが、亡くなった千葉大生の両親を含む被害者参加人6人の意見陳述では憎しみと恨みの言葉が繰り返され、傍聴席ではすすり泣く声が法廷を満たし、立会検察官ばかりでなく裁判員も涙をこぼし、法廷は被告人に対する怨嗟の渦巻く感情、激情の場となったことが報告されている。

② 英国女性殺害事件(千葉地裁2011年7月21日判決)(無期懲役求刑→無期懲役判決)

また、英国女性殺害事件においても、被告が殺意を争っている中で、被害者参加弁護士が殺人を前提とした証拠に基づかない最終意見陳述(刑訴法316条の38。以下、最終意見陳述という)を行い、これが量刑に影響を及ぼしたと思われると報告されている。

- (3) このような裁判のあり方は、冷静であるべき量刑判断をその場の感情によって圧迫しかねない。遺族の意見陳述に涙する裁判員と、裁判員のそうした状況を受け入れる裁判官の姿を見るならば、被害感情に飲み込まれた法廷は、裁判員のみならず、裁判官に対しても不当な影響を及ぼしていることが懸念される。

ことに被害者参加人の事実又は法律の適用に関する最終意見陳述は、「被害に関する心情その他被告事件に関する意見」(刑訴法292条の2)と内容的に区別ができない上、証拠に基づかない陳述が行われるおそれもあるため、事実の認定と量刑の両面において、裁判員に対してだけでなく裁判官に対してすら不当な影響を及ぼす危険がある。

英国女性殺害事件では、被害者参加弁護士が証拠に基づかない最終意見陳述を行ったため弁護士が異議を述べたが、裁判長は異議を却下した。そのため、弁護士は、この最終意見陳述に対する反論を急遽用意することを余儀なくされるなど、防御権の行使に困難をきたし、さらに、この最終意見陳述が量刑ばかりでなく事実認定にも影響を与えたことが報告されているのである。

- (4) 当部会は、犯罪被害者基本法の成立をうけて犯罪被害者の訴訟参加が立法課題とされていた2004年12月に、「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加に対する意見」を表明し、「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加は、現行刑事訴訟制度の目的や理念と矛盾し、また、被疑者・被告人の権利を侵害するおそれがあるなどの弊害があり、認めることはできない」との見解を表明した。そして、この意見書の中で、重罰化への傾斜、裁判員の心証に与える影響について、次のように指摘した。

「犯罪被害者の訴訟手続参加への是非は、被害感情がより直接的に手続に持ち込まれることにより、近代刑事訴訟が排除した私的復讐の觀念の復活に結びつく可能性があり、刑事手続を行為責任追及の場から結果責任追及の場へ、さらには被害者が訴訟手続に参加するか否かという偶然的事情に量刑をゆだねる場へと変質させ、その重罰化を促進する危険性を有している。

ことに、裁判員制度が採用された場合には、裁判員が量刑にも関与することから、被害者による訴訟活動が一般市民である裁判員の心証に与える影響が強く懸念される」

- (5) 裁判員裁判と被害者参加制度という2つの制度の発足前から当部会が指摘していた重大な危惧が、2つの制度の相乗効果により現実化しているのである。

少なくとも裁判員裁判においては、被害感情を過剰に法廷に顕出する傾向が強い被害者参加を認めることには大きな危険がある。被害者参加人の最終意見陳述(316条の36)の廃止なども含め大幅な「見直し」が必要である。

5 自白事件を対象とすることについて

事実関係に争いがなく、有罪・無罪の判断が実質的に不要な事件にまで、裁判

員による裁判を実施する実益は乏しいはずである。市民参加の趣旨が、「国民の健全な社会常識」を事実認定に反映して誤判を防止することにあるとすれば、まさに無罪を主張している事件でこそ、発揮されなければならない。

他方で、自白事件においても裁判員による裁判を行うことは、大半の事件においては、裁判員の任務は重大事件の量刑判断を行うことだけになることを意味する。特に、被害者の処罰感情が強調される「厳罰化社会」では、そのような処罰感情を量刑に反映させることが裁判員の任務になりかねない。死刑を含む重罰の言渡しに、そのような量刑判断だけをさせるために国民を動員することは、国民を治安維持の作用に利用することにもなり、国民に無用の負担を課するものと言わなければならない。

そして、このことは、国民の「負担」軽減にもつながる。対象事件の範囲を否認事件に限定すれば、当然対象事件はかなり減少するので、国民の負担は大幅に軽減される。

このような理由から、裁判員裁判の対象を事実関係に争いのある事件に限定し、自白事件は対象外にするという方向での制度の見直しを行う必要がある。

6 対象事件の範囲について

裁判員法は、対象事件について、一方において、被告人が犯罪事実を否認しているか認めているかを問わず、他方において、死刑、無期懲役・禁固に当たる罪など一定以上の重大な事件に限定している。すなわち、一定以上の重大事件は事実関係に争いがなくても裁判員による審理の対象となるが、その反面、それ以外の「軽微」な事件については、無罪の主張がなされている事件であっても、対象とならない。

しかし、裁判員制度の目的が、「国民の健全な社会常識」を事実認定に反映させることで誤判を防止することにあるのだとすれば、これを法定刑によって区別し、一定の重大事件に限定する必要はないはずである。それ以外の「軽微」な犯罪類型であっても、無実を求める被告人の利害は切実であり、誤判を防止することの必要性に違いはない。

このような理由から、裁判員裁判の対象を、一定の重大事件に限定することなく、それ以外の事件についても事実関係を争うものにまで拡大する方向で見直すべきである。

7 少年事件について

- (1) 前述の石巻3名殺傷事件においては、矯正の可能性を認めた社会記録の内容が十分には法廷に顕出されなかったこともあり、犯行当時18歳7カ月であった少年に特有の未熟さゆえの犯行であったという実態が解明されず、犯行態様の残虐さや被害結果の重大性が強調された結果、死刑が宣告された。

一般に、国が少年を保護し社会復帰を実現すべきという少年法の理念である保護主義、そして、この保護主義に基づき全件送致主義、18歳未満の少年に対する死刑の不適用及び不定期刑等の規定が設けられた趣旨について、一般市民に十分に理解されているとは評価し難く、被告人が少年である場合と成人である場合とでは、その手続き及び処分において差異を設けるべきことについての

理解が裁判員に乏しいのが実情であり、また、それはやむを得ぬところでもある。

- (2) したがって、少なくとも以下の諸点の改善に向けた「見直し」をすべきである。

まず、裁判長が、保護主義という理念を踏まえて、適切に職権を行使する運用を為すべきである。具体的には、被告人ないし弁護人から要保護性や矯正可能性の立証を趣旨として請求がなされた場合には、社会記録の証拠調べ、鑑定や証人尋問を積極的に認めるべきである。他方、少年のプライバシー保護の観点からは、少年刑事被告人の適正手続保障に十分配慮をしたうえで公開停止、一時退廷などを活用すべきである。

また、少年法の理念たる保護主義や少年事件固有の規定の趣旨について、裁判長が、公開法廷において、裁判員に対し十分な説示を行うこととすべきである。さらには評議において、少年処遇の実情や趣旨について正しく理解してもらうために十分な説明を行うことも不可欠であろう。

そして、このような改善が困難であるとすれば、少年事件は、裁判員裁判対象事件から除外する方向で「見直す」べきである。

8 説示について

裁判員法66条5項は、「裁判長は、第1項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるようにしなければならない」と定める。

しかし、評議の中で、どのような説明がなされているのかは明らかでない。ことに審理中の当該事件との関係で、どのような説明がなされているのかは知られていない。判決言渡後の記者会見において、裁判員より「一定のルールが敷かれていた」など、裁判長(官)による誘導を伺わせる批判的な感想が述べられたこともあった。

裁判長の説示は、その的確性を確保するために、公判廷で行わせるべきである。また、評議における説示の妥当性を確保する手段として、証拠裁判主義、立証責任及び無罪推定原則等の説示内容を、予め定めておくべきである。

9 被告人の選択権の付与について

以上述べたように、裁判員制度には被告人の防御権、弁護権の観点からみた問題が多々存在する。また、自白事件について、裁判員裁判で審理することになったことで、かえって判決までの期間が長期化し、不利益を受ける被告人が存在することも報告されている。こうした実情を考慮するならば、被告人の権利保護の観点から選択権は不可欠である。

被告人に選択権を付与することは、憲法上の要請(32条、37条1項)にも適うというべきである。逆に、裁判員裁判を受けることを義務付ける憲法上の根拠はないのであって、裁判員法施行以前は裁判官による裁判を受けることができたにもかかわらず、同法施行により憲法上の根拠もなく裁判官による裁判を受けられずに裁判員による裁判を受けることを強制されるのは、著しく不合理であるばかり

か違憲の疑いが残る。

ちなみに、陪審制度をとるアメリカでも、憲法上保障された「陪審による裁判」を放棄する権利が認められている。

選択権を否定する根拠として、被告人に選択権を認めると、裁判員裁判が選択されなくなって、裁判員制度そのものが崩壊するおそれがあることを指摘する見解も存在する。しかし、被告人がいずれの裁判を選択するかは、裁判員裁判の下で被告の防御権が保障されるかという裁判員裁判のあり様如何によるのであって、国民の支持と理解がなければ「市民参加」の刑事裁判といえども存続しえないのは歴史の示すところである。

10 裁判員による事実認定—有罪判決の破棄事例

(1) 裁判員による有罪の判断を控訴審が破棄し無罪を言い渡すという事例が生じている。

①大阪高裁は、2011年8月31日、強制わいせつ致傷・監禁被告事件について1審大阪地裁の裁判員による判決を破棄し、監禁の部分については無罪とする判決を言い渡した。②また、福岡高裁は同年10月18日、殺人事件について1審大分地裁の裁判員による判決を破棄し、被告人の責任能力に関し、原審の心神耗弱にとどまるという判断を破棄して心神喪失の状態であったと判示し、無罪の判決を言い渡した(検察官上告なし。確定)。③さらに、福岡高裁は同年11月2日、2件の放火事件について1件は有罪、2件は無罪とされた福岡地裁の裁判員による判決の有罪部分を破棄し、無罪判決を言い渡した(1審の無罪部分は1審判決で確定している)。

(2) 「国民の健全な社会常識を反映させる」というのが裁判員制度の趣旨であるのならば、その価値は、何よりも無辜の不処罰、無実の救済の実現にこそ発揮されなければなるまい。すなわち、従前の職業裁判官による刑事裁判が、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則を適正に実現してこなかったという反省に基づき、合理的な疑いを容れない程度に有罪の立証が成されているか否かを厳密に審査するということこそが、期待されていたはずであろう。しかるに、裁判員による有罪認定が控訴審における職業裁判官の合議体によって破棄・無罪とされるという事態は、市民参加制度の根幹に関わる重大な事態であるといえる。

大阪高裁の事例では、原審において、弁護人請求証拠はほとんどが採用されず、控訴審において新たな証人尋問などを実施した上で、原審の判断は維持し得ないものとされた。

福岡高裁の10月の事例については、どの程度新たな証拠調べを経て原判決を破棄したのかは明らかではないが、報道を見る限り、新証拠の提出を得た結果ではなく、1審が認定した事実の内容から判断して、原審の判断が誤りと判示されたようである。すなわち、高裁の裁判官にとって「合理的な疑いを容れる」と評価された事実が、裁判員の加わった合議体では有罪と認定されてしまったという事実は、この制度の制度設計に大きな問題があることを示していると考えられる必要がある。

(3) 今後、これらの有罪判決の破棄という事態の原因が、十分に検証されなけれ

ばならない。すなわち、争点整理や証拠制限の行き過ぎにより、十分な審理が尽くされなかったためなのか、それとも裁判官の説示のあり方の問題や、裁判官が評議の方向をリードした影響によるのか。評議の時間そのものが不十分だったのか。あるいは被害者参加によってもたらされた過剰な処罰感情の影響によるものなのか。裁判員制度設計の根幹にかかわる問題であるから、公正な刑事裁判の実現という基本に遡って、十分に検証し、見直す必要がある。

11 無罪判決に対する検察官控訴の禁止

わが国の刑事訴訟法は、無罪判決に対する検察官控訴を認めており、裁判員制度の導入に際しても、その点の法整備はなされなかった。その結果、1審で裁判員が無罪とした事件において、検察官控訴の結果、高裁で破棄されるという事態が生じることになる。現に、複数の事案において原判決が破棄され、その上で差戻しになった事例(東京高裁2011年3月29日判決。原審東京地裁2010年7月)と、自判によって刑の言渡し(懲役10年、罰金600万円)がなされた事例(東京高裁2011年3月30日判決。原審千葉地裁2010年6月22日判決)を生じている。

この問題は、そもそも無罪判決に対し検察官による上訴を許容する現行制度に対し、根本的な批判があるところである。検察官の立証に対し、合理的な疑いを容れたことが無罪の理由である以上、控訴審において、その瑕疵が払拭されることはないはずであるし、また、起訴自体が被告人にとって重大な脅威であり負担である以上、一旦無罪の判断を得たのに重ねて有罪の可能性を許容するのは、国民に対して過剰な負担を課すもので、人権侵害になるというべきである(「二重の危険」)。

次に、裁判員制度固有の問題として、「国民の健全な社会常識の反映」に特別の価値を認めて裁判員による裁判を行うといいながら、その判断を裁判官による上級審で破棄することには矛盾がある。しかも、原審に差し戻された場合、差し戻し審も裁判員によって審理されることになるが、その裁判員は高裁の破棄判決の判断に事実上拘束されることになるが、そのような事態は国民参加の趣旨と相容れないのではないかという疑問がある。

逆に、破棄自判する場合を含めて、裁判員の負担を軽減するという理由によって、争点も立証も最小限に制限されている裁判員裁判において、原審の訴訟記録に基づき審理する高裁が、果たして適切な判断を行うことができるのかという疑問がある。

以上により、少なくとも裁判員裁判による一審判決に対しては、検察官による控訴を認めないという法改正に向けて、十分に検討するべきである。

12 守秘義務について

- (1) 広範な守秘義務の規定により、評議における裁判官の説示、評議のすすめ方、意見の具体的な取り扱われ方、証拠評価の方法などについては、国民がほとんど何も知り得ないまま制度が運営されている。例えば、事実認定や量刑の判断がどの様になされたのか、具体的には、評議において裁判官と裁判員がどのような意見を述べ、それが裁判長によりどのように集約されたのか、評決は全員一致なのか多数決なのか、裁判員による自由な意見表明がなされたのか否かな

どは不明である。

- (2) 日弁連や各単位会等における検証や調査においても、守秘義務が障壁となって満足なアンケート調査等はできず、裁判員の感想や本音、制度や運用に対する要望等は、裁判終了後の記者会見に出席した裁判員らの発言を報じた新聞報道等でしか情報を得ることはできない。しかも、記者会見に同席する裁判所職員から守秘義務違反のチェックのため発言が監視されることなどが無言の圧力となったり、中には実際に発言が制止されトラブルに至った事例もあり、裁判員の生の本音が表明されるのは、ごく稀なケースにとどまるなど大きな限界がある。また、会見での貴重な発言が、報道機関による守秘義務違反との自主的判断により、あるいは裁判所からの指摘により報道されないこともあるという。
- (3) このように、守秘義務は、裁判員の声や制度や運用に反映させることを困難としている。同時に、裁判官の訴訟指揮のあり方、評議のすすめ方についての適正さについての検証を不可能とし、裁判員等のプライバシーの保護を名目としつつも、結果として裁判官の予断をもった訴訟指揮や不適切な評議の運営等があったとしてもそれらを覆い隠し、裁判官を「保護」することになってしまわないかとの疑問がある。
- (4) 裁判員裁判の「検証」それ自体を困難とする守秘義務の解除(緩和)は優先課題であり、「3年後検証」の中心課題とされなければならないし、また、その後の「検証」のためにも必要不可欠である。具体的には、評議における発言の自由とプライバシー保護の要請から導かれる範囲に構成要件を限定する法改正がなされるべきである。

第3 おわりに

裁判員制度は、これからの日本の刑事裁判制度の在り方を大きく変える制度変更であり、公平な裁判の実現の可否、そして国民の裁判を受ける権利の保障に関わる重大な問題である。したがって、この「見直し」にあたっては慎重かつ十分な検討が必要である。

ところが、上記のとおり裁判員に対して過剰な守秘義務が課され、評議の実態が全く検証され得ない運用になっていることは、制度の在り方を見直すために、致命的な困難を与えている。この制度の実情を真に検討し、公正な刑事裁判が実現されているかどうかを検証するためには、この守秘義務の範囲を縮小することが必須の条件となる。

さらに言えば、現在はいまだ制度発足直後の時期であり、裁判所も裁判員もそれなりの「新鮮さ」と慎重さをもって審理に臨んでいるであろうから、この制度の「本当の姿」が現れてくるのはこれからであろう。よって、今後守秘義務が縮小された中で、制度の存廃も含めた名実ともに裁判員制度の検証に値する「見直し」を行うことが必要である。そのことを指摘して、本提言の締めくくりとしたい。

以 上